

医療安全管理委員会規程

施行 平成14年 3月 1日

(設置目的)

第1条 医)たちばな会西岡病院における、医療事故防止、危機管理対策、防災安全管理対策、苦情解決及び身体拘束廃止対策として、西岡病院医療安全管理委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる部門の責任者、管理者等をもって構成し、院長が任命する。

- ① 医療安全管理者
- ② 診療部
- ③ 看護部
- ④ 医療技術部
- ⑤ 事務部
- ⑥ その他、院長が必要と認める職員

* 構成委員詳細については別紙、「委員表」参照

- 2 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員長には医師、副委員長には看護師がその任に当たる。
- 3 医療安全管理者は医療安全対策に係わる適切な研修を修了した看護師、薬剤師その他の医療有資格者を専任として配置する。また、当管理者は人権擁護推進員を兼ねる。
- 4 災害対策推進員を1項の委員より選出する。また、当該推進員には防火管理者をあてる。

* 上記、人権擁護推進員、災害対策推進員の配置は和歌山県が定める基準条例に基づく。
なお、各推進員の業務内容は別途定める。

(任期)

第3条 前条第1項に掲げる委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

- 2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は任期が満了した場合においても、新たに委員が選出されるまでは、第1項の規程にかかわらず引き続きその職務を行うものとする。

(業 務)

第4条 委員会は毎月1回開催し、次の各号における事項を検討、具体化し又は実施する。

- ① 転倒・誤薬・針刺し等、ヒヤリ・ハットの検討・対策に関する事項
- ② 危機管理対策の検討・対策に関する事項
- ③ 震災・火災等防災管理対策の検討・対策に関する事項
- ④ 苦情処理等苦情解決に関する事項
- ⑤ 身体拘束廃止に関する事項
- ⑥ その他、医療事故調査制度等、医療安全管理に関する事項

(運 営)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、特に必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聞き、また資料の提出をもとめることができる。

(記録の保存)

第6条 委員会の審議内容は記録し、3年間保存する。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、事務局において処理する。

(附 則)

この規程は、令和7年9月16日より一部改正する。